

平成24年7月5日 議会改革検討代表者会議

○開議時刻 午後2時0分

○散会時刻 午後4時2分

○場所 全員協議会室

○出席委員（10人）

伊藤 学 座長

川畑英樹 副座長

大須賀浩裕 委員

林 明裕 委員

井上耕志 委員

小林市之 委員

雨宮幸男 委員

高橋祐司 委員

大河巳渡子 委員

ドゥマンジュ恭子 委員

○欠席委員（0人）

○事務局

大和田正治 事務局長

小林明信 事務局次長

宮川節夫 事務局主幹

小島伸夫 庶務係長

高橋慎一 議事係長

佐野竜也 議事係主査

○案件

1 第11回代表者会議における合意事項……………	1
(1)議会運営委員会について……………	1
(2)広報活動の充実について……………	2
(3)一問一答方式の試行について……………	2
2 検討・協議事項……………	6
(1)陳情・請願の取り扱いについて（国・都への意見書提出陳情の取り扱い） ……	6
(2)議会報告会・市民との意見交換会について……………	11

午後2時0分 開議

○川畑副座長

皆さん、こんにちは。ただいまから第12回調布市議会改革検討代表者会議を開催させていただきます。

初めに、伊藤座長からごあいさつをいただきます。座長。

○伊藤座長

改めまして、こんにちは。第12回調布市議会改革代表者会議のお呼びかけをいたしましたところ、委員さんの皆さんには全員の御出席をいただきまして開催をできますこと、まづもってお礼を申し上げたいと思っています。

九州北部におきましては、大変な豪雨に見舞われておりまして、今までに経験のないような大洪水ということでもあります。

思い返しますと、昨年3.11には東日本大震災ということで、私ども、この改革協議会の中におきまして、皆様方の御賛同をいただき、調布市議会災害支援要綱を定めたところでございます。その要綱の内容に従いまして、昨日は市議会議員の多くの方に御参加をいただき、普通救命講習を受講していただきました。全員見事にペーパーテストまで合格をされ、そしてその証明書を受け取ったということでございます。

今後も、そうした意味からも、市議会の責務といたしましうか、そうしたものはそういうことのみならず、議会運営全般におきまして、いろいろな意味でこれからの改革の中身に関係してくることだろうというふうに思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

限られた時間でありまして、皆様の御忌憚のない意見を拝聴しながら進行させていただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○川畑副座長

ありがとうございました。

それでは、日程に従いまして進行させていただきます。

最初に日程の1、前回第11回代表者会議におきまして合意されました事項について確認するため、その内容を合意資料7及び資料35で配付させていただいておりますので、御確認ください。

内容といたしましては、議会運営委員会は法定委員会であり、座長案で示した資料28に基づき、幹事長会議との役割分担を図り、速やかに実施すること。また、討論の申し出があったときの取り扱い、緊急質問の基準については、議会運営委員会の協議にゆだねるこ

と。

広報活動の充実については、議会独自のホームページは、予算、管理を含め、引き続き検討していくこととし、当面は現行のホームページの内容の充実を図っていくこと。市議会だよりは全戸配布をする方向で準備していくこと等の合意資料7で配付させていただいているとおりでございます。

また、前回の代表者会議では、第2回定例会から試行した一般質問の一問一答方式についての改善点等の御意見をいただきました。それらを踏まえ、座長から提案の発言について資料35としてお配りしてありますので、御確認の上、御了承くださいませ。

前回の合意資料について座長から補足説明がございましたので、伊藤座長、お願いいたします。座長。

○伊藤座長

それでは、合意資料の7で、最初に広報活動の充実についての中において、提案番号59、議員紹介情報をホームページにリンクする提案については、ホームページ等を開設していない議員さんもおられることから、全議員の意見をお聞きして、その方向性を検討いたしました。

つきましては、全議員さんあての調査票を資料34として作成いたしましたので、御異議がなければ7月20日金曜日までに必要事項を御記入いただき、事務局まで提出をお願いいたします。

内容につきましては、それぞれのホームページの、私の表現がうまく伝わるかどうかわかりませんが、アドレスだとか、そのほかいろいろと、そこへたどり着く何か暗号があるわけですね。それをそれぞれの方に書いていただくということになると思うんです。これを資料配付しておりますので、それぞれの議員さんにお書きとめいただきたいということでございますので、よろしくをお願いいたします。

○川畑副座長

ありがとうございました。座長の説明は終わりました。説明に対して何か質問等がございますでしょうか。――よろしいですか。今、座長が見ておりますけども、提出資料について。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、続きまして、一問一答方式について座長のほうから発言があります。座長、お願いします。

○伊藤座長

続きまして、一問一答方式の改善案の件であります。前回の代表者会議で、私が口頭で発言した改善提案を資料35として本日配付させていただきました。

質問通告書に具体的な質問内容を書いていただき、大局的な見地からの一般質問をお願いしたいという内容でありました。特に、1番目と3番目の項目については、既に先例申し合わせで確認しており、一般質問の発言通告書の裏面にも印刷しておりますので、改めて確認するようお願いいたします。

また、4番目に書いてありますが、自席からの質問はしにくいという意見もありましたので、質問者席を設置していきたいと考えております。具体的な設置場所ではありますが、お配りしてあります資料36をごらんいただきたいと存じます。本会議場の議長席に向かって左端あたりに設置していきたいと考えております。

なお、一問一答方式は試行中でありますので、質問者席設置についても試行中の位置づけで設置してまいります。この先、皆様の御同意が得られた場合には、質問者席を確定してまいりたいと思っております。

また、設置に当たっては、最も経済的な方法で設置をしていきたいと考えております。

なお、この質問者席の設置については、御了承をいただきましたならば、創政会さん、提案番号70番、民主・社民の会さんの提案番号71番、みんなの党調布さん、提案番号72番から提案され、継続協議となっております。対面演壇設置等の提案につきましては、今回の質問者席設置で協議終了といたしたいと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○川畑副座長

説明は終わりました。説明に対して皆様から何か御質問等がございますでしょうか。雨宮委員。

○雨宮委員

今の最後の座長説明の中の質問席の問題なんですけど、この図面で見ると、市長が何か一番遠い位置になってしまうという問題があって、最初はこれでやるとしても、設置場所については協議終了ということではなくて、引き続き協議の対象にするという位置づけでよろしいんでしょうかね。

○川畑副座長

はい、座長。

○伊藤座長

まず、この質問者席をこの場所ということ考えた要因をまず説明したいと思います。現在の本会議場のビデオ撮影というんですか、カメラの設置位置が本会議場の議長席に

向かって左右両方に一個一個ついているということがございまして、そのカメラから映し出す画面がちょうど今回提案をいたしました場所に設置すると、インターネットで中継をしているときに、真正面からきちっと撮影ができるという場所としてまず御認識いただきたいと思います。

例えば、速記者席のすぐ後ろというか議員席との真ん中あたりに設置した場合に、左右のカメラから撮影するために、現在のカメラ位置では、すべて発言者の横顔からしか映らないということがございます。いずれの協議の中で質問席を真ん中にということであれば、そのカメラの設置がそこでいいのか否か、いろいろと経済的なことも考えますと、余りそういった部分では費用をかけたくないということも一方ではあります。ぜひその辺の御理解をいただきたいのと、もう一方、市長の席が一番遠いねというような御意見であります。例えばうちの元木議員が一般質問を想定すると、現在の段階でも一番遠い状況になりますね。ですから、遠い近いでいうと、現在もそういった弊害はあるということも認識をしていただければなと思います。

以上です。

○雨宮委員

私は金をかけろということが趣旨じゃないんですけども、今の座長の発言を返すという意味じゃないんですけど、もともと理事者、答弁者と質問者の関係というのは、今回、一問一答式を採用することについて、自席でという暫定的な措置の結果生まれているわけですよ。それまで従来は登壇して、ある意味では、質問者も市長が一番近いところでやりとりしていたと思うんですよ。だから、そういう一連の経緯にかんがみてみたときに、この場所では絶対だめだという意味じゃないんだけど、やっぱり質問者と答弁者の距離関係というのは非常に重要な要素になってくるんじゃないかなというふうに私は考えているんで、それはひとつ頭の隅っこにでも置いておいてもらえればと思います。

○川畑副座長

御意見でよろしいですね。

○雨宮委員

はい。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

当然意見としては、すべての議員さんに御理解をいただかなければならないと思っておりますので、試行的にやっているという意味は、今後の協議は続行していかなければいけ

ない課題の1つかと。今回、試行的に発言席をその場所に設置するというをまずこの委員の皆さんに御了承いただいて、直近の議会から対応を図っていくと考えておりまして、ぜひその辺の進め方につきましても御理解をいただければと思っていますので、よろしくお願いたしたいと思います。

以上です。

○川畑副座長

小林委員。

○小林委員

私も雨宮委員のおっしゃったことに賛同させていただきたいというふうに思っております。インターネットに映る映らないは別として、端の中で一般質問等々、議場全体を見渡したときにちょっとどうなのかなと。やはりここの議場の真ん中で質問等を行うのが一番いいんじゃないかなというふうに思いました。

先日、ちょっと議場を見させていただいて、試行的ですから、議長の言われるように、ここでこの提案でやっていただくのもよしとしますけれども、例えば今、ふだん使っている演壇でできないのかなという部分も、逆に言えばそういうこともできるんじゃないかなと。これは議員側に発言する形になりますけれども、そういうこともいろいろ試行していき、いろんな形を見ていったほうがいいんじゃないかなというふうに思いました。

以上でございます。

○川畑副座長

御意見でよろしいですか。

○小林委員

はい。

○川畑副座長

はい、ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

私もあそこで実際に立ってみて、市長と目が合うかなと思って見たんですが、ちょうど速記の方がいらっしゃって、市長から質問している人が直に見えるかなというのがちょっと懸念される点でした。

今、お2人からも意見がありましたけれども、席をどこにするかということとともに、質問の仕方なんですけれども、前にもここの場でも出たと思うんですけれども、小平なんかでは、まずは総括的に質問を前のほうで出てやって、それで自席に戻ってから一問一答の再質問をするというような形もとっていますので、またそういう方法にすれば、今おつ

しゃったように、前の演壇でやるとか真ん中でやるとかということも考えられると思いますので、そういうやり方も含めて試行していくということですので、考えていければと思います。

以上です。

○川畑副座長

ほかにございますか。大河委員。

○大河委員

私も今回、車いすの傍聴席をこちら側にした関係もあって、なかなかその前にという話にはなりにくいのかなとは思いましたが、やはり一問一答にした意味合いというのは、1つは、緊張感を持って行政と向かい合ってやりとりをしていくという部分もありますので、今後、やはり議会としてさまざまな活性化を考えていったときに、必要な経費というんでしょうか、そういったことがいろいろおいおい出てくるとは思いますが、もちろん基本的にはできるだけかけないように工夫してということはあると思いますが、しかし、やっぱり必要な部分が、合意がとれたものに対しては初期投資といいますか、そういったことも必要ではないかと思しますので、おいおいそういうハード面でのもので必要なものはどうかということについても検討をしていくべきではないかなというふうに思います。これは意見です。

○川畑副座長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、説明のあったとおり御了承をお願いいたします。

それでは、続きまして、日程の2、検討・協議事項に入らせていただきます。

参考資料33をごらんいただき、順次進めさせていただきたいと思えます。

日程の2の(1)、陳情・請願の取り扱いについて。この案件は、第9回代表者会議、4月27日におきまして、陳情と意見書の取り扱いについて他市の状況を調査するというところで継続協議となっていたものであります。

調査結果が出ましたので、資料37を配付してあります。まず、その資料37の調査結果につきまして事務局からの説明をお願いしたいと思います。では、主幹。

○宮川事務局主幹

それでは、資料37、陳情と意見書についての調査結果を御説明いたします。

まず、調査内容でございますが、意見書の提出を求める陳情を含めます陳情の委員会審

査状況と意見書の提出要件の人数について、東京都の26市議会を対象に調査を行いましたので、その結果を説明いたします。

まず1ページ、陳情と意見書についての調査結果（その1陳情）でございます。表の左側から右方向に向かって説明してまいります。

1、陳情の審査（運営方法）についてでございますが、本会議上程・委員会付託をしないから始まりまして、5つの区分に分けて調査をいたしました。

その中で、左から4つ目、議会運営委員会で協議して決定する市議会の実態でございますが、※を打ちまして3ページに記載しましたので、3ページをごらんいただきたいと思っております。

真ん中から下、※1から9まででございますが、大きく分けると、陳情は原則委員会付託する市議会は4市でございます。付託しないで審査しない、付託し審査することが少ないなどの市議会は5市となっております。これら5つの区分を整理した結果を申し上げますと、26市中8市は陳情を審査しない、ほとんど審査しない、あるいは審査の例は少ないという結果になりました。残り18市議会は、陳情を原則委員会で審査対象としておりますが、その18市議会のうち、意見書の提出を求める陳情を審査対象から除外している市議会が1市でございます。したがって、26市中17市が意見書の提出を求める陳情については、委員会審査を行っているということになります。パーセンテージで言いますと、約65%となります。

恐れ入りますが、1ページに戻っていただきます。次に、2の本会議上程・委員会付託しない場合の議員への周知についてでございますが、写しを配付しているとのことでございます。

続いて、3の陳情の取り扱いを見直すことについてでございますが、しばらくなさそうというところと、まだ検討に至っていない市の合計が20市となっております。見直しを検討中の市議会は6市でございますが、その内容はそれぞれ違いがございます。同一ではございません。その内容につきましては、趣旨採択となった場合は意見書の提出はしていないので、その取り扱いについてということと、陳情を委員会へ付託し、提出者の趣旨説明を受ける。陳情が項目別になっている場合は、項目別に採決することができる。陳情を審査せず、参考送付とすることの基準の明確化、陳情事項が複数の委員会に属する陳情の取り扱いということになります。

次に、意見書の取り扱いについてでございますが、4ページをごらんいただきたいと思っております。意見書の提出に要する提出者、賛成者の数でございます。調査の結果、多かった順に整理しますと、2人以上を要件としている市議会が14市でございます。調布市議会と同

様に3人以上としている市は5市、全会一致を原則としている市は4市ございますけども、その4市のうち7割以上賛成であれば実質的に上程しているという市が1市ございます。4人以上を要件している市が1市、議員定数の6割以上を要件としている市が1市ございます。

この調査結果から、約半数の市議会が2人以上を要件としていることが明らかとなりました。なお、この2人以上が多いという理由でございますが、議員定数が関係しているものと思われます。条例案は、議員定数の12分の1以上の提出者が必要でございますが、議員定数が24人以下、13人以上ですと、その数が2人以上となりますので、意見書も条例案に合わせ2人に行っているということが考えられます。

また、この議員提出議案の運営方法の見直しを検討している市議会は1市だけでございまして、他の25の市議会はしばらく見直しはしないということでございます。

以上でございます。

○川畑副座長

ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明がございましたが、その説明に対して何か皆様から質問、御意見等がございましたらお受けいたします。挙手にてお願いいたします。はい、雨宮委員。

○雨宮委員

前回、この問題を議論したときのやりとりというのは、1つは、実際に創政会さんが提案されている国に対して意見書の提出を求める陳情が、調布の議会の中で実態としてどのくらいあるのかということが1つの論点にあったと思うんです。それともう1つは、今説明された資料のように、他団体、他議会の現状がどうなっているかということが課題として提案されて、それで継続協議になったというのが今日までの経緯だというふうに思うんですね。

それで、今改めてこの資料に基づいて説明を受けた範囲の中においては、私が考えるには、創政会さんの提案は根拠を失ったというふうに見ました。意見ですけどね。この一覧表を見てもわかりますように、調布市は1ページ目の8番目に位置しておりますけれども、実際に現状のやり方でやっても、実績値としては3年間にわたって3件。だから、そういう意味で言えば、その3件のためにわざわざ従来の、いわゆる先例というのか、運用方法を切りかえる必要がどこにあるのかというふうに非常に大きな疑問を改めていただきました。したがって、私としては、現状のままで何ら差し支えないんじゃないかというのがきょうの調査結果をいただいた1つの結論めいた到達です。

○川畑副座長

御意見でよろしいですね。

○雨宮委員

意見です。

○川畑副座長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

なければ、この案件につきまして座長からございますか。はい、座長、お願いします。

○伊藤座長

それでは、陳情・請願の取り扱いにつきまして、先例申し合わせにおいて審査になじまない等の陳情書の取り扱いは、なじまない内容は7項目規定されておりますが、それ以外の扱いにつきましては、議会運営委員会の協議を経た上で議長が審査になじまないものと認めたものについては陳情審査になじまないものとする。他の審査になじまないものと同様の取り扱いをすることとしているということでありませう。陳情審査になじまないものの取り扱いは、陳情は受理をするが審査をせず、各会派の幹事長に写しを送付するとともに、議長が認めたときには関係する市の部署等にもその写しを送付することとしております。

こうしたことから、今回の国、都への意見書提出の陳情の取り扱いの提案についても、議会運営委員会の協議を経た上で議長の判断にゆだねることといたしたいと思っております。

具体的には、今、雨宮委員からも発言がありましたが、その内容の中に、毎年定例的に同様の趣旨の内容で提出される国、都への意見書提出を求める陳情については、議会運営委員会の協議を経た上で委員会に付託するのか、委員会に付託せず、写しを送付するのか等を議長が判断する取り扱いにしたいと考えております。よろしく御理解をいただければ大変ありがたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○川畑副座長

ただいまの座長からの提案につきまして質疑等はございますでしょうか。はい、雨宮委員。

○雨宮委員

私のこの問題に対する原則的というか原点的な態度はさっき申し述べたとおり、必要ないということなんです、今そういうことを踏まえて座長からの提案というか方向性が示された件についてなんです、陳情文書上の文言は一言一句変わらないとしても、例えばその陳情が出されてきている背景、あるいは土台になっている制度が変わるような場合が

あるんですね。そうすると、その部分については陳情文書上出てこない、その制度の内容について変わったか変わらないかということが議運段階でかなり精査されないと、文言が一緒だから従来と一緒だということで見過ごされちゃって、仮にもそのことをもって議運の判断で、要するに上程付託する必要がないというふうなことになるとしたら、それはそれで大きな禍根というか問題を残すんじゃないかというふうに思いますけども、その辺のところに対する認識というか、とらえ方はどんなふうになっているんでしょうか。

○川畑副座長

はい、座長。

○伊藤座長

私がこのことを先ほどお願いした内容は、今のような懸念が、例えば陳情文書表の中になくても、陳情者が何らかの形で提出するときに、以前と内容が異なるので、この辺も例えば説明をしたいというようなことがあるとすれば、それはどういうところなのかどうか、これは事前にお聞きしたいというふうに思うんですね。もし精査した段階で文書表の内容が同じであって、中身が変わるとするのは余り私も想定できないんですけども、もしそういうことが発生するとすれば、これは議運の中で方向性を示し、最終的に議長が〇〇委員会にこれを付託したいと。こんな形で決めればいいことであって、前回同様、その内容がほぼ変わらないと確定できるような内容であれば、これはその場において委員会付託を省略し、各会派に資料配付ということで相済ませたいなど、こんなふうに思っておりますが、その手続では何か瑕疵が出てしまう可能性がありますでしょうか。

○雨宮委員

そうすると、事前の説明というふうに今おっしゃいましたよね。要するに、提出者から説明を受けるという。それは、陳情提出者のほうからそういう申し入れがあったということが当然前提になるんですけども、あった場合には、それは議運として受けるということなのか、それとも議長が受けるということなんですか。

○伊藤座長

提出関係のときに、今の段階は議長が直接提出を受け付けておりませんので、議会事務局が受け付けるときに、今までと大きく変わったところがあるのかないのか含めて、もしくはあるとすれば先方からは当然申し出があるでしょうし、文書表の中身や表現が違ってくる可能性が当然ありますので、その辺の調査を受け付ける段階でお聞きしたらいかかなと思っています。

○雨宮委員

実務的、事務的には事務局が受理作業をやっていますから、それはそれでこれまでと変

わらないと思いますけど、今、座長が言われた、要するに受け付け段階での事務局側からの今の話の説明、丁寧に陳情提出者に説明をしてもらう、そのことは改めて確認をしておきたいなというふうに思いますが、それはそういうことでよろしいですか。

○伊藤座長

丁寧に説明を受けるということは、今までもそうであると私は思っております。その中で、ここにも先ほど説明をいたしましたように、毎年同じ団体から同じ内容の陳情として国へ意見書提出をお願いしたいということであるとすれば、これは委員会に付託せずして、それぞれの議員提出議案に対応していくということになっていくというふうに思うんです。

ですから、今までと何ら変わりなく、むしろ委員会付託を省略するということは、議会が方向性をまず示しているという意味合いでは、むしろ今までよりも強い意見書になるんではなかろうかなと、このように私は感覚的に覚えているところであります。

○川畑副座長

よろしいですか。

○雨宮委員。

はい。

○川畑副座長

林委員。

○林委員

先ほど座長のほうからこの件についての方向性が示されました。その件については尊重したいと思っております。

以上でございます。

○川畑副座長

ありがとうございました。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、伊藤座長の説明、提案のとおり御了承をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

ありがとうございます。

次に、(2)議会報告会・市民との意見交換会等についてを議題といたします。この案件は、前回5人の委員さんから具体的な議会報告会の提案がされました。創政会さんと民

主・社民の会さんにつきましては、持ち帰って検討するということになっておりました。

最初に、創政会さんにお持ち帰りいただいた検討結果をお聞きし、その後、民主・社民の会さんにお聞きしたいと思います。林委員さん、持ち帰り結果の御報告をお願いいたします。林委員。

○林委員

先日、5会派から御提案をいただいたものにつきまして、我が会派は持ち帰らせていただきまして検討させていただいたところでございます。当然ながら、私どもの会派は9人おりますので、さまざまな意見が交わされたところでございますけども、基本的な立場としては、以前から申し上げているとおり、否定的な立場に変わりはありません。全国の自治体において、議会報告会の実施が行われていることは承知しておりますし、その事例についても私どもなりに検討はさせていただいているところでございまして、議会として市民の声、また民意を吸い上げることは当然であるというふうに思っております。

しかし、それは二元代表制の一方であります市長のそれとはやはり異なるというふうに思っているところです。議会は議会としてみずからの活動実態というものを市民に報告して、市民の声を聞いていくことで市民の知る権利にこたえていくということが基本だというふうに思っていますし、そのことが市民の自分たちの理解者をふやして、議員としての支持基盤も確立させて活動の幅を広げていくと。そして、志とか考え方とか方向性を同じにするものが集って会派を構成して、議会活動を行うことで自分たちの掲げた政策の実現を図っていくと。

一方で、この議会報告会、見方によってですけども、その主義、主張の異なる議員さんとかの会派、個々の議員とか会派が一堂に会して議会としての活動を報告することが、どこまで実質的なのか深まったものとなっていくのか。一步間違えると表面的、形式的なものとなりかねないというふうな思いも持っているところです。

もし、仮に実施した場合ということも議論させていただきました。当然、仮に実施した場合は、偏った報告ではなくて、あくまで客観的かつ公正な報告内容としなければならないと思いますし、また、御提案の中では、市民からの御意見は広聴の観点から聞き置く程度とするというふうになっているかと思うんですけども、実際、シミュレーションしてみても、ただ意見とか要望を受けた際に、ただ聞き置く、それを理事者に伝えるとか、要望するとか、その程度で果たして済むんだろうかと。今、議会としての権能が問われているときに、その程度で済ませることで果たして許されているのかなと。逆に、議会の権能という意味が問われてしまうんじゃないかなという思いも持っているところでございます。

また、市民の意見、要望として出された意見については、多くの市民の意見を代表して

出された意見なのか。それとも、ごく一部の方々の意見なのかなどを、議員としてではなく、議会として――議員としては主義、主張がありますから、それぞれの考えがあるわけですからいいんですけども、議会として見きわめるとというのが非常に難しいんじゃないかなど。そして、議会としてどういうふうに対応していくかということについて、いろんな意見が取り交わされたところでございます。

こうした議論が白熱したわけでございますけども、我が会派の答えとしては、最終的には私に一任をされたところでございまして、冒頭申し上げましたとおり、私自身は否定的な見解を崩すまでには至ってはいませんが、会派の議論、そしてまた御提案された皆様方の議論、そしてまたこの会派の代表者会議での議論等々を踏まえて、最終的に座長からお考えが何か示されれば、総合的にかんがみて判断をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○川畑副座長

続きまして、井上委員さん、お願いします。井上委員。

○井上委員

我々の会派といたしましては、この資料32の目的及び趣旨に記載されておりますとおり、市民に議会のことをよく知ってもらうためという目的、趣旨には大いに賛同させていただくものでありまして、こうした趣旨のもと、議会報告会を実施するという方向性についてはおおむね理解をさせていただいているというところであります。しかしながら、内容の部分等でさまざまな意見が出されまして、創政会の林委員さんとも若干かぶる部分もございまして、会派の中で出た意見ということではちょっと御紹介させていただきたいというふうに思います。

まず、二元代表の市長が、現在、ふれあいトークングを実施されているわけですが、予算権を持っている市長がやられるそうした市民の方との意見交換会、あるいは公聴会とか説明会というんですか、そういうものと議会が報告会ということで実施するものというのは、実質的に内容がちょっと違うんじゃないかという点があります。

あわせて、市民の意見は広聴の観点からお聞きするというふうに記載があるんですけども、実際、広聴の観点からお聞きしたとしても、市民の方の考え、そして議会の考え、その双方向のやりとりというのが少なくとも最低必要になってくるのではないかという点が意見として出されております。だから、実際やってみても、市民の方からしてみれば、自分たちの主張とかというものが何も受けとめられないというようなことであるとすると、果たして実施する必要があるのかなのかというところも意見として出されました。

あと、内容については、これからさらに協議がされればというふうには考えるんですけども、各常任委員会委員長から、あるいは特別委員会の委員長からの報告というような形で内容が案として出されているんですけども、実際、28人の議員が報告会に出席したというような体制というふうに記載があるんですけども、それ以外の議員の役割というのもやはり考えていかないと、ただ会場に座っているだけというわけにもいかないだろうと。その辺についても実施する方向が決まってくるということなのであれば、より具体的に、全議員が何らかの形でかかわりを持っていかないといけないのではないかなというような意見も出されたところでもあります。大体そのような形でございます。

以上です。

○川畑副座長

ありがとうございました。2会派から報告いただきました。

それでは、この案件につきまして皆様から御意見等がございましたら挙手にてお願いいたします。御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。雨宮委員。

○雨宮委員

質問というか、本来で言えば小林さんが発言されてもいいのかもしれませんが、提案者の1人として、今、お2方から出されたような、言ってみれば、具体化するに当たっての課題ですよ。それは当初の提案のときにも小林委員から説明されているように、まさに具体段階での議論の対象ということですから、それはその段階段階で合意をつくりながらやっていけばいい話だろうというふうに思いますし、それから、特に市民の皆さんから意見を伺う点については、これはまだ始まる前から余りかっちりコンクリートしてしまうと、かえってそれに縛られて、今後の運用、運営に差しさわりのあるのではないかなという5会派というか5人の相談の中で懸念がありましたもので、言ってみれば、まだまだどういう形で発展させることができるのかという将来的な見通しをつくりながら進めていくという意味合いでの提案というふうに受けとめてもらえればいいんじゃないかなというふうに思っています。もし間違っていたら何か言ってください。

○川畑副座長

小林委員。

○小林委員

提案をさせていただいている者として、今、各ほかの市でも議会報告会をやって、いろいろ賛否というか、戸惑いというか、市民側にもやっぱりそういうのがあるのかなというふうにも思います。

逆に言えば、実施時期は前回お話ししたように、ちょっと期間が先でございますので、

そういうところを調べるなり、皆さんとともに調査するなり、あるいは作業部会等々でもっと議論を深めていく。そういうことをしながら、まずやってみるということが大事ななと。やっぱりちょっと御懸念されている市民からの御意見、御要望等々、私どもに予算執行権はないわけですので、そこでの明確に市民からの要望におこたえすることはなかなか難しいかもしれませんが、それをお聞きしながら、じゃ、戻って、やはり28人の議員で、その意見についてどうなんだろうということの議論もまた後でできるんじゃないかなというふうに思いますので、まずは1段階進めていくという方向で何とかお願いできればなというふうに今思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○川畑副座長

ほかにございませんか。高橋委員。

○高橋委員

私も提案させていただいた側の立場としてちょっと意見させていただきますが、今、御懸念の中で2会派から出されて、今、小林委員からもお話がありましたけれども、市民の意見を聞くという部分については、当然のごとく主義、主張が違っている議員と会派という形になってくるとあるんですけども、議会としてという形でのお聞きするという、その立ち位置に置く市民の声というのは、今お話があったように、それを持ち帰って議会の中で議論のするのでもそうですし、逆にそういった意見がありましたよという形のものを、また市民に対して、議会として情報を告知していく、広めていく、そういったことによって、ほかの、実際説明会に参加されなかった市民の方も、その意見に対して知り、なおかつそれをまた考えていただく機会をつくれるというようなことにもつながるのではないかなという気がいたします。

それから、先ほど井上委員がおっしゃった全員の役割みたいな部分なんですけど、これも今後、作業部会等で議論していくことになるんだろうと思うんですけども、全員が何らかの形できちっとかかわれるような形はやっぱりとるべきだと思いますし、一部の委員長さんだけとか、議長だけとかというような形での進行にならないような、そういう運営の仕方というのは考えていく方向で議論していけばいいのかなというふうに感じております。

以上です。

○川畑副座長

ほかにございますか。大河委員。

○大河委員

いろいろな意見が出ているのを聞かせていただきました。やはり議会という機関を住民

の方にまず知っていただくということが私は重要ではないかなと思います。やはり行政の組織が見えていても、なかなか選挙以外のところで議会というものを市民の人が認識することが大変少ないと思います。しかし、実際は議決しなければ予算は執行できないという事実があるわけですから、やっぱり議会がどんな組織で、どんなふうな形で動いているかということを実際に市民の皆様のところに出すということが今回の議会改革で言う開かれた議会の第一歩ではないかと私は思います。

また、今、市長が予算権という話がありましたけれども、市民が出す意見というのは全部ハードで何をしてほしいとか、つくってほしいということばかりではなくて、役所の機能のことでこういう点が問題じゃないかとかというふうなさまざまなソフトの部分での意見もあると思います。そういったことを実際聞くことで、私たち自身が問題を深め、そして必要なものであれば、当然、先ほど小林委員さんがおっしゃったように持ち帰って、問題を共有して、そして逆に議会の機関として執行部に届けていくということはとても重要なことだと思いますので、今までやってこなかったことですが、そういったことをやってみることで、より市民の人にとって議会というものがどれだけ大事かということが理解されないで、今、大阪でもいろんな動きがありますけれども、議会というのは首長の下に従属している機関ではないということをやっぴりよく理解していただいて、むしろチェック・アンド・バランス、行政がおかしかったときに、それを議会がしっかりとチェックをしていく、そういう機関でもあるということです。市長だけが市民の側に行って説明するのではなく、私自身もより積極的に出ていって説明をしたり、理解してもらっている中で、双方がいい緊張感を持ってやっていくのが、やっぱりこれからの求められている議会のあり方ではないかと私は思いますので、いろいろ御意見を聞いていると、少し前へ出ていくのかなという気はいたします。

ですから、今、意見がありましたように、いろんな議員それぞれが1つずつ役目を持ちながらして、私たち自身もそういうことにかかわることで、議会を超えてメンバーだということ、一人一人が議会をつくっている機関としてのメンバーだということのをこれで再認識できたら、私は大変いいことではないかなというふうに思っております。

○川畑副座長

はい、ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

持ち帰って、創政会さんのほうと、民主・社民の会さんのほうからも意見が出されましたけれども、そこで確認できたのは、やはり市民の方の声を聞くだけではなくて、そこは双方向でしっかりと話をしていく必要があるのではないかなとか、またそれは議会の権能と

してしっかりそこは問われるので、聞くだけではなくて、市民の要望とか一部の意見という見きわめは難しいけれども、しっかりそれは議会として聞くべきではないかというようなどころは、私たち提案した側と共有できたのではないかと思います。

提案する中では、まずはスタートすることが大事だということで、そこは余りハードルを高くしないで、そこは徐々に議会としてあるべき姿でやっていこうというふうに提案させていただいたので、そこがやるとしたら、そこは一緒になっているのだなということは今はっきりしました。

議会改革をやる中で、進める中で、やはり議会報告会というのは、私も何度も言っていますけれども、やはり議会改革の生命線でもあるのかなと思います。今、全体でも2割の自治体がこの議会報告会をやっているということですし、これからもやるところはもっとふえてくると思います。

市民の方が報告会というのを、議会として会派の意見もいろいろあるだろうけれども、そこはしっかりと議会はどういうふうに決めたのかというのを聞きたいというのも、それも流山市というところが、今回グローバルのほうで出されている雑誌のほうで、議会改革がナンバーワンということが示されているんですけども、ここの議会でも見ますと、今までに5回ぐらい行われているんですが、その中でも市民の皆さんから聞いた声をアンケートとして、それで皆さんの声もいろいろあって、行政側に出しているのも、議会に聞いているのもみんな一緒くたになっているので、それは議会で聞いたほうで分けて、これはしっかりと行政に伝えますというのと、市議会として聞かれていることは、それに対してしっかりと答えを返しているというのも、ホームページのほうで見られるようになっています。

こうした双方向の報告会を通したやりとりというのもできてくると、より市民の皆さんに議会というものがわかっていただけたらと思いますし、私たち市議会としても、市民の皆さんの声を聞ける本当に貴重な機会になると思います。それをもとに議会としての政策をつくっていくということもこれから問われるところだと思いますので、ぜひこの報告会、前向きに進めていただきたいと思います。

○川畑副座長

ほかにございますか。座長、お願いします。

○伊藤座長

それでは、議会報告会・市民との意見交換会等についてでありますけれども、お持ち帰りをいただいた会派の発言、そして提案会派の皆様からの発言、そうしたことをお聞きいたしておりました。現段階では、慎重に対応したほうがいい、もしくはなお一層開かれた

議会のためには、前向きに考えたほうがよろしいんじゃないかというような御意見の中を総合的に判断いたしまして、開かれた議会を目指すということは前提でありますので、これまで以上に市民への情報提供と説明責任を果たすとともに、多様な市民の意見や要望等を的確に把握することも求められているところでございます。

こうしたことから、私の考えといたしましては、まず1つ目に、市民への議会報告会を実施していくということをまず結論から申し上げたいと思います。ただ、この議会報告会は、試行ではできないと思っております。あくまでもやった以上は責任を持って回数を重ねていかなければなりません。途中でやめたということには決してできるものではありませんので、行っていく上での改善を図りながら進めていくということになろうかと思いません。

そして次に、全議員が参加するということが基本として実施していきたいと思っておりますので、その辺もまず御理解をいただければと。

次に、実施方法や時期、内容等を検討、または準備をするために議会内に、これ、仮称であります、私のほうから提案をさせていただきますと、議会報告実行委員会を組織するというふうに考えています。この実行委員会のメンバーは、各会派から1名ずつ選出をさせていただくということにいたしたいと思っております。

以上がこの議会報告会を進めるに当たっての準備段階から実施に至るまで、それぞれ今後努力を重ね、議論を重ね、実施に向けていくということでまず御提案をしたい、このように思っています。しかし、それ以外のカテゴリーからの御提案がありました常任委員会等の出前議会、または土日、夜間議会開催の提案等につきましては、当面見送るということで御理解をいただきたいと存じますので、どうぞ皆様の御賛同をいただければと、このように思っています。

以上です。

○川畑副座長

ただいま、座長からの提案がございました。座長からの御提案につきまして、質疑等がございますでしょうか。雨宮委員。

○雨宮委員

基本的には大歓迎というふうに思います。

それで、1点は、この試行を進めるために、議会内に議会報告実行委員会という別の機関を設置するという提案までされたことについては非常に歓迎したいというふうに思っております。

同時に、実施時期、もっと言えば実行委員会の立ち上げ時期はいつごろに考えられてい

るのかということをちょっと確認しておきたいと思います。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

皆さんの御賛同をいただくなれば、なるべく早い段階で委員会は設置をしなければなら
んだろうというふうに思っております。そして、その目的である次年度の3月の定例会の
後という、まずその期間の中で、いかようにもいろんな課題含めて、もしくはほかの議
会の調査も含めてお願いできればなど、こういうふうに思っておりますので、なるべく早
く立ち上げるべきと、このように思っています。

○雨宮委員

わかりました。

○川畑副座長

ほかにございますか。大河委員。

○大河委員

私も大変ありがたい御提案だと思いますが、この実行委員会の実行委員長というのは議
長というふうに認識してよろしいのでしょうか。

○川畑副座長

はい、座長。

○伊藤座長

これは、各会派の代表者によって委員会をつくってほしいということでありますので、
原則は各会派の代表者の中で議論をしていただくと。その中から副を含めて選出していっ
たほうがよろしいのかなど。また、その方向性が定まったならば、最終的に議長に報告を
いただくという流れになったほうが私は自然かなというふうに思っています。

○川畑副座長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、ただいま座長からの説明、提案のとおり御了承をお願いしたいと思いますが、
皆さん……林委員、どうぞ。

○林委員

今の議長からの御提案を伺いました。先ほど我が会派の持ち帰っての結論について、そ
の後、各委員からそれに対する意見を聞いた限りは、必ずしも私どもの懸念を払拭するも

のではないところではございますけども、全体的なこの議論の流れからすると、つくることについては、そういう全体的な流れなんだろうなということについては感じておりますので、座長の提案を受け入れたいというふうに思っております。

ただ、やはり先ほどから結論の中で申し上げたように、さまざまな懸念材料があるわけでございますので、実行委員会を立ち上げた暁には、その中で慎重なる検討を深めていただくことを条件とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○川畑副座長

小林委員。

○小林委員

座長案について了承したいと思いますが、実行委員会の経過報告というか、3月を目指してということだと思いますけれども、どういう形でその内容が決まっていくのか、いつているのか、その辺の経過報告を節目節目にこの代表者会に、途中経過等々について御報告を、だれが委員長になるかわかりませんが、委員長、副委員長のほうからいただくと。そこで確認をしていくという流れでお願いできればなというふうに思っているんですが、どんな感じでしょうか。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

その辺については、私も今の段階で固めた意見を持っているわけじゃないんですが、例えば、この代表者会議で方向性が出されたものについては、議論の内容によっては議会運営委員会にお渡ししたり、もしくは幹事長会議で報告、了承を得たり、そういう流れが今までの議論した内容で推移してきた経過ではないかなと思っております。したがって、今議案もできるならば、方向性が定まったわけですから、その定まった中で実行委員会を立ち上げ、そして議論をし、議論した結果については、この場所よりも、むしろ私は幹事長会議の場で報告、議論をされたほうがよろしいのかな、こんなふうに思っていますが、いかがでしょうかね。

○小林委員

議長のお考えで私はいいいんじゃないかなと思っておりますが、気がついてみると全くわからない状態で進ませてもちょっと困りますので、議長を中心に幹事長会で確認をさせていただければと思います。

以上です。

○川畑副座長

ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

座長が前向きな方向に向かって提案をしてくださったのは大変意義深いと思います。ただ、実行委員会の組織なんですけれども、またこの代表者で行うということなんですけど…（「違う、違う」と呼ぶ者あり）。実行委員会は各会派……（「それはだれが出るかわからない」と呼ぶ者あり）。そうなんです。そこは……

○川畑副座長

まだ結論は出されておられません。

○ドゥマンジュ委員

そこはまだどのようにされるかということで、各会派から1名ということですね。私、議会報告会をやるというと、また全議員で出るということですので、いずれかの場で、全議員と議会改革を共有するような場があっていいのではないかなと思うんですね。実行委員会でまた報告会というのを進めても、各会派からどのような方が出てくるかわからないんですけど、余りメンバーが変わらないのだとしたら、ここだけでまたやってしまうということになると、ほかの議員の方たちとのギャップが開くと、これは、みんなで一緒に報告会に向かうというところが、そこでまたちょっと温度差が出てきてしまっはいけないのかなと思うんですね。なので、また報告会を行う、議会改革を今やっているというところ、どこか一度皆さん全部の議員の方と共有するようところが、今こうやって前向きに提案されたところで、一度そういうふうなこともするべきではないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

現段階では、そこまで広げた会議は私は必要がないと、このように感じています。ならば、なぜだといいますと、28人が会してこのことを議論する、このことによってまとまりのある答えがすぐに導き出されるかということ、非常に難しい部分が私はあると思っています。

したがって、各会派から代表者の方々に集まっていた中でこの実行委員会を立ち上げるわけですから、実行委員会の中で議論をし、その議論を、例えば持ち帰る議案もあるかもしれない。その持ち帰る議案を持ち帰っていただいて、それで各会派で方向性を示しながら、いかに成案にしていくかということだと思っていますので、その成案ができ上が

った段階で初めて、例えば議会報告会をするわけですから、それは全議員集めて説明しなければまずいですよ。ですから、その段階以前、もしくは2回、3回前なのかわかりませんが、そのいずれかの時期に全議員を集めて説明、もしくは理解を求める会議を持つという、これは必要というふうに私も理解しますけれども、今の段階で最初から全議員集めてというのは私は必要がないなど、このように思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○ドゥマンジュ委員

全議員に対してとおっしゃるとおり、みんなが集まって議会報告会のことを話せば、またそれぞれに意見が出てきてしまうのかなと思うんですが、また、さっき実行委員会の中でいろいろ他の議会の調査をしたりというようなこともおっしゃっていましたが、であれば、何か作業部会みたいな形で、実行委員会の組織の下に何かそういうようなものを設けてみんなで考えていくというのはいかがですか。

○伊藤座長

それは実行委員会の中で議論していただければと、こんなふうに思っていますので、ここで、あくまでも方向性をすべてコンクリートしたものを委員会に渡すと、逆に言うと失礼ですよ。ある意味では、その委員会にお任せして、そして議論をしていただくという、このことが自然じゃないかなと私は思いますが、いかがでしょうか。

○ドゥマンジュ委員

わかりました。実行委員会というのは、そのぐらいろいろに幅広く考えていくということ、今わかりましたので、それで結構です。

○川畑副座長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、ただいま座長説明、提案があったとおひ御了承をお願ひしたいと思いますが、よろしゅうございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

ありがとうございます。それで、決まったことに関しまして幹事長会議でまた了承をさせていただきますこととなりますので、よろしくお願ひいたします（「経過報告を幹事長…」と呼ぶ者あり）。済みません、言葉が足りない。実行委員会の経過報告を幹事長会議という形になるかと思ひますので、御了承いただきたいと思ひます。失礼いたしました。

それでは、次に移らせていただきたいと思います。(3)でございます。少数会派についてを議題といたします。これも前回からの継続協議となっておりますことから、初めに林委員さんに改めて説明をお願いしたいと思いますが、林委員さん、お願いいたします。林委員。

○林委員

この代表者会議の中では、どちらかというとい異端児の存在になりつつあるような気もしないでもないんですけど、これはこれで我が会派としての意見ということで、お耳を拝借させていただければと思いますけども、私どもの会派の中においては、今回、少数会派について、交渉団体（会派）は2名以上とするということ、それと、代表質問、幹事長会議、議運は交渉団体が参加資格要件であるということ、1議案に対する会派意見は1つとするということ、この3点を取り上げさせていただいているところでございます。

今、議会においては、先例申し合わせ事項に基づいて、それを尊重して、確認の上、議会運営がされているということは皆さんも御承知のとおりだと思うんですけども、その上で、政治上の主義、理念、政策等、共有する者が集って会派というものを形成して、それぞれ議会活動を行っているところでございます。私ども複数で構成する会派においては、理事者等から提出された議案については、会派内で時間をかけて協議、検討して、議論を重ねて、今回もそうでしたけども、苦渋の決断、そういう場合もありますが、会派の統一した意見というものを導き出してきているところです。このことが、例えば28人それぞれが1人の会派でそれぞれの意見を言い合っていたら物事もなかなか決まらないですし、これは議会として、自分たちで組んだ以上は、議会の能率的な審議とか、議会運営の効率性にもつながると。それが議会の責任でもあると思っていますし、そういう上で続けてきているわけでございます。

今現在の状況を見てもみますと、幹事長会議においては、正・副議長、幹事長、議運の委員長で構成されて、単数会派の方はオブザーバーとして出席することができるというふうになっていますよね。あくまでオブザーバーとして出席することができるということになっている。構成員というわけではないという扱いになっています。

もう1つ、議会運営委員会においては、その委員と正・副で構成されておまして、単数会派については、あくまでこれもオブザーバーとして出席することができるというふうになっているわけで、委員というわけではございません。同席して、認識を共有するとか、ともにするという扱いになっているわけでございます。

一方で、議会運営上、代表質問については、若干区別はされていますけども、事実上、代表質問もできると。複数会派と同様の扱いとなっているわけございまして、このこと

については、複数で構成される議会会派の中からは、少なくともうちの中からは、公平性、公正性の観点からもいかなものかという意見が出ているのも事実です。

あと、うちの中でいろいろ出ている意見としては、一方で今回、会派というものについては、今現在、調布市議会の中では、地方自治法に規定されているわけでもなく、規則で規定されているわけでもなく、冒頭申し上げたように、申し合わせによって運営されているわけでございますね。したがって、会派としての位置づけというものが非常にあいまいな状況になっていると。単国会派と会派、交渉団体との明確な区分というものが非常にあいまいな状況になっているという認識を私たちは持っております。ここをきっちりと明確にするということは、やはり私は、これから地方分権が進んでいく時代の中で明確にしていくということは大切なことだと思っております。

場合によっては、必要に応じて、今後、規則とか条例とかを整備していくことも検討する必要があるんじゃないかなと思っておりますし、これから分権時代を担っていく、こういった議会運営の能率の効率性の向上ということについても議会としての責務ですから、28人がそれぞればらばらにやっているわけにはいかないわけですから、やはりその辺の改革というものは、これからますますしっかりと取り組んでいかななくてはならないなというふうに思っているところでございます。

とにかく現在の現状というものが、一人会派の扱いというものが調布市議会の中においては非常にあいまいな状況になっているということ、これをまずきっちりと整理していくことからスタートしなくてはいけないというふうに思っておるところでございます。

とりあえず以上でございます。

○川畑副座長

ありがとうございました。説明が終わりました。

なお、この案件につきましては、資料の33におきまして、提案番号9番、10番が関連されますので、一括で協議してまいります。その後に提案番号11番を、そしてまた提案番号12番から14番を一括で協議し、その後に15番を協議してまいります。このカテゴリーは4つに分け協議してまいります。協議の中で関連性があれば柔軟に対応してまいりたいと思っておりますので、御了承をお願いいたします。

それでは、協議に入ります。まず、カテゴリーの中で提案番号9番、10番、今、2つとも創政会さんから出されている部分でございますけれども、代表質問、幹事長会議、交渉団体の資格等に関しましてでございますが、御意見、あるいは質問がございましたら、挙手にてお願いいたします。雨宮委員。

○雨宮委員

林さんに質問です。交渉団体という言葉が多用されているんですが、交渉というのは言うまでもなく相手がある問題ですよ。ここで言っている交渉団体というのは、だれが交渉相手になるんですか。まず、地方議会の中における交渉団体という概念がわからない。

○川畑副座長

林委員。

○林委員

交渉団体、会派というのは基本的に、やはり集団を構成するメンバーとしては複数以上、つまり2名以上が原則だと思っているんですよ。これは、ほかの地方議会、国政においてもそうだと思います。これがやっぱり基本的な原則じゃないかなと思っています。それが交渉する団体の基本になると私は思っているんですよ。

○雨宮委員

それは会派間の交渉という意味なんですか。

○林委員

会派として名乗るには一人会派でもそれは自由ですけれども、少なくともさっき言ったような幹事長会議とか議会運営委員会を構成するメンバーというのは、その会派としては一人会派は認められていないわけじゃないですか。オブザーバーでしょう。ですよ。というふうな認識で立っているわけです。

○雨宮委員

そこがよくわからなくて、別の言い方としては、議会としての公平性、公正性がいかなものかという話が今あったわけです。公正性、公平性という用語というか概念は、基本的には一人一人の議員に当てられるものなんだというふうに私は思っているんですよ。会派というのは、確かに議会の運営上、一定の利便性があることは認めますよ、それはね。だけど、同時に調布の議会としての歴史をひもといたときに、歴史的に振り返ってみると、実は単数会派や一人会派と言われている議員さんが一番多いのは自民党や自民党系の議員なんですよ。選挙に出るときは無所属で名乗って出て、それで議員になったら自民党と言ったり何とかかんとか、いろんな政党の名前があるんですけど。

これ、この前もちょっと見せましたけれども、これは昭和50年から、一番新しいので23年、この間出たやつ、24年の3月出た分まで4年ごとに出ているんですよ。それを読み返してみますと、例えばこれ、54年から58年のときの4年間のやつなんですが、一番最初、これは58年、この期の一番最後の年になるんですけど、そのときのまさに会派構成が出ているんですよ。これを見てもみますと、市民クラブ1、それから新自由クラブ1、これ、いずれも自民党系ですよ。それから、そういうふうに追いかけていきますと……

○伊藤座長

ちょっと先に座長から。

○川畑副座長

座長、お願いします。

○伊藤座長

今の表現なんですが、雨宮委員、固有的な政党名を例にしての発言は少し差し控えていただきたいと思います。なぜかといいますと、まずは自民党系というふうに決めつけておりますが、過去の経緯を見ると、あくまでも政治活動をしている段階で何らかの機会のときに自民党に入ったという、この方が多いんです。ですから、もともと自民党系ではないんですよ。自民党に魅力を感じて自民党に来たということですから、ぜひその辺は表現を改めていただきたいなど、こんなふうに思います。

○川畑副座長

雨宮委員、よろしいですか。

○雨宮委員

今の発言は受け入れます。それで、ただ言いたかったのは、そういう一人会派が昭和50年のときから、三十数年前から記録上は残っているんですよ。中には同じ人が、一たん1人になって、また戻って、また1人になったみたいな方もいるし、それから、特定のまさに会派から出て一人会派をつくってきている、これも三十数年間ずっとあるんですよ。それはこれにも書いてあるし、それから4年ごとに代表者会議をやりますよね。あの代表者会議の中でも一番最初に確認されるんですよ。4年ごとにいろいろ議論はあるんだが。だから、そういうことを通じて、一貫して一人会派は認められている。それから、そのときの代表者の人も、もちろん一人会派はその人が出てくるわけだから、発言も全く制限されていないんですよ。だから、それが意味では調布の議会としての歴史のよさなのかなと私なんかは個人的に思っていますが、そういうことを尊重するということが1つ。

それから、先ほど言われました公平性、公正性ということを使うのであれば、一人一人の議員に担保されなければならない公平性、公正性が、一人会派だからということで、例えば代表質問は認めないよとか、幹事長会議にしても議運にしてもオブザーバーだから、実質的な権限というか権利はないんだというふうにしちゃうとすれば、現状は確かにそうになっているんだけど、原理的に言うと、まさに公平性、公正性を奪ってしまうということにならないんでしょうかね。そこが私、一番わからないところなんです。

○川畑副座長

林委員。

○林委員

まず、これまでの歴史については、私もそれを引っ張り出すほど見てはいませんが、私もいつの間にか中堅以上になっちゃいましたから、ある程度過去の歴史からひもといていけばわかっているつもりでおります。ただ、それは、その当時の状況、時代の状況とかそれぞれの時代があったわけですから、それはそのときの判断があったというふうに思いますよ。ただ、今、議会としての権能を高めるという意味の中で、議会の存在意義が問われている中で、分権が進んでいく中で、あいまいな一人会派の取り扱いの状況というのをいつまでもこのままにしているのかということをもっと申し上げさせていただきたいというのが1つ。

あと、一人一人の議員がそれぞれ市民によって選ばれているんだから、その権利とか、何とおっしゃいましたかね、持つべき職責、そんなことは言っていない、使っていない。要するに、28人それぞれみんな選挙で選ばれてきているんじゃないかとおっしゃいますけども、そうしたら、会派構成している意味がだんだん失われていくことになりませんか。28人それぞれが一人会派と同じような権限とか権利とかそういうものを主張していくことになってしまったら、これから先、効率性とかそういうものが非常に失われていくことにつながっていきませんか。議会にとって効率性というのも非常に重要なことだと思いますよ。28人それぞればらばらなことを言っていて、同じ権利を主張していたら、まとまる話もまとまらなくなってくるよ。と思います。

○雨宮委員

それは、論理というかロジックの、すりかえという言葉は余りふさわしくないけども、そうだと思いますよ。だって、会派というのはあくまでも、皆さん盛んに言われているように政策集団と言われるものなんでしょう。それは、政治的、政策的な意思が一致するからまとまっているだけの話で、言ってみれば議会の、あるいは議員さんそれぞれの内部問題なんですよ。内部規律の問題なんですよ。

だから、それは、例えば今、調布の議会には2人というか2つの単数会派がありますけども、じゃ、一緒になればいいんじゃないかといったって、一緒になれないから一緒になっていないわけであって、だから、別にそれは、28人が全部ばらばらの意見を言えば混乱するという話とは違うと思うんです。8人なら8人、9人なら9人が政治的、政策的に同じですよというスタンスが確認されているから、それぞれ8人なら8人会派、5人なら5人会派を組んでいるわけですからね。だから、そういうそれぞれのところと相入れることができませんよというわけで、こちらのお2人はそれぞれ単独でいるわけじゃないですか。それを認めないというのは、原理的に言って私はおかしいと思う。

○林委員

別にお1人でいることについて、それはだめよと言っているつもりは毛頭ございませんけども、ただ、今、幹事長会議で現状を見てみると、あくまでオブザーバーという存在ですけども、結局、手を挙げていらっしゃるじゃないですか。運営は副議長に任されていますけども、事実上、幹事長と同じような立場でお話をされていますよね。ましてや今回の議会改革代表者会議の議論の中でも、オブザーバーという呼称をやめて幹事長としての名前にしてくれと、たしかそんな話もありましたよね。一人会派の扱いと、ますますあいまいじゃないですか。今の議運と幹事長会議においては、あくまでオブザーバーという存在であるにもかかわらず、事実上、それがなし崩し的に、さらに呼称までほかの会派と同じようにしようとしているということ。これをどんどん認めていくと、我々複数で構成している会派としてはやり切れない思いを持っていきますよ。

○雨宮委員

いきなり感情論。

○林委員

やり切れない思いというのが感情論、正直に吐露しましたが、であれば、私たちが第1自民党から第9自民党まで変えて幹事長会議に出たいぐらいですよ。

○雨宮委員

同じことの繰り返しになるからこの辺で一たんはやめますけど、扱いがあいまいという言い方を盛んにされているんですが、この提案内容を見てみると、明白に権利というか権限を奪うということなんですよ。オブザーバーはオブザーバーという問題があるにしても、もう1つ重要な要素としては代表質問。この提案だと、代表質問についても資格要件としては交渉団体だということでしょう。それは明白に代表質問権というものを1人の会派さんからは認めない、奪ってしまうということになるわけですよ。それのどこが公正なんですか。公平なんですか。というふうに、これは答えはいいです。

○川畑副座長

小林委員。

○小林委員

創政会さんからこういう御提案を出していただいて、それはそれでいろんな考え方があるんで、ただ、何か不都合というか、大きく不都合になっていることもないかなというふうに思っています。ただ、多数会派の方々の思いもわかるし、単数会派の、お一人会派の思いもわかるし、だから、余り両方で言い合っても先に進まないかなというふうに思います。ですから、両方がその方々の思いを受けとめながら進んでいけば調布はいいのか

なという部分と、先ほどちょっと代表質問の話があったんだけど、別に、していただくのは今までどおりでいいんだけど、例えば多数側から見れば、じゃ、字数はもう少し応分にしてもらいたいよとか、そういう話があるのであれば、これは検討する余地もあるかなと。だから、全くなしではなくて、そういうものも逆に言えば今後譲歩するみたいな部分も、時間数が短くなっているわけですから、例えば市議会だよりの文字数もそれに応じて配慮してあげれば、両方ばさっと切るんじゃないくて、いろんな考え方をお持ちなんだから、うまくやってもらえればいいかなというのが私の今聞いている意見でございます。

以上です。

○川畑副座長

ありがとうございます。ほかにはございませんか。大河委員。

○大河委員

今、とても内容の濃い、意味深い発言をいただいたというふうに思っております。私も、皆さん御存じのように、一人会派を長年やっております、そして、今、議会にいらっしゃる方でも一人会派を御経験された方もいたり、幹事長と呼ばれたり呼ばれなかったり、さまざまな経緯があります。

しかし、調布の議会は、冒頭にも書いてあるように、調布では一人会派が認められていますということと、全国フォーラムの青森のところの資料を見ますと、一人会派を導入している議会も16市ということと、なくもないということと、国会と主には同じだけど、会派について違うのは、地方は少なくない地方議会で1人でも会派の構成をしているということが国会との違いだというふうに物の本にも書いてあります。それと、効率性、そういうお話もありましたけれども、今、直接民主主義、議会制民主主義ですとか、多様な意見を議会で反映させていくというふうな話もありますし、これまでの申し合わせ等もいろいろあるわけですし、私たちが代表質問のやりとりを短くするときの経緯、議事録はないようですけども、そのほかのことに対しては変えていかないというふうなやりとりがあった中で、時間制限を受け入れるというふうな話もしてまいりました。

ただ、今、小林委員さんがおっしゃったように、じゃ、一切ほかに見直すところはないのかというと、それはいろんな御意見もあるでしょうから、お互いに歩み寄ってということとは必要だとは思いますが、やはり議会の中で、では本当にそうかということ、例えば私たちは一人会派で、代表質問とかそういったところには出られますが、逆に言えば、会派数によって議会を代表してドント方式でさまざまな議会の委員さんを皆さん、多いところは大変たくさんの方の市民やいろんなところへ意見を持って行って、代表して御発言もされているわけですので、そういった意味からすれば、どんなに長くしていても1人であるという

ことは、議会の中での役員構成やそれぞれの組合議会、さまざまな市長の行っているそういったところに関して行く可能性はほとんどゼロなこともあるということからすれば、やはりそれなりに大勢の方は議会での政策実現の場をより多く持っていらっしゃるということもぜひ知っていただきたいと思いますので、私は今回の議会改革の中で議長がベストミックスというお話がありましたけれども、そういう全体を総合した中で、やはりいろいろな多様な意見を整理された中で、交渉会派という新しい概念も出ておりますけれども、調布の議会で今までしたことがきちんとした形で決めるのであれば、一人会派をぜひ認めていただいて、従来、そして少し検討すべきときは見直ししながら、ともによりよい議会をつくっていければというふうに思っておりますので、多数の皆さんもいろいろおありでしょうけれども、ぜひ大きく受けとめていただいて、お考えいただければと思います。

○川畑副座長

御意見ですね。ほかに。ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

私も一人会派の1人として、今、大河さんのほうからいろいろとおっしゃっていただいたので多くは言いませんけれども、林委員のほうから効率性という言葉が出たのはやはりちょっと気になるところでして、議員はやはり推してくださった市民の方たちの声を代表して発言するというような立場にあるものですから、それを効率性だけを優先して話されるというのは、やはり今、この議会改革を行っていく中では、またちょっと逆行する流れになってしまうのではないのかなと思います。多様な意見をしっかりと話し合っ、その中で議会としてどういうふうに決めていくかということ、自由討議なども含めてしっかりやっていくというのが、大きな議会改革の流れの中であると思いますので、私としてもこの議会改革の中でこの問題についてどうこうする、変えていくというのは、やはり受け入れられないところです。

でも、いろいろ多数会派の方の御意見もありますし、そこは小林委員のほうからもお話があったように、お互いの立場を認め合いながら歩み寄って、またそこでいろいろと出てきた問題については考えていくということでやっていきたいと思います。

以上です。

○川畑副座長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、次の提案のほうに移らせていただきます。提案番号11、これも創政会さんか

ら提案されている部分でございますが、1議案に対する会派意見は1とするという提案が出されておりますので、これに対して林委員さんのほうから提案理由の説明をまずお願いしたいと思います。はい、林委員。

○林委員

これについては、過去の議会において……前、これ、提案理由を申し上げませんでしたかね。何かしゃべったような覚えが。今ここまで来て思い出したんですけど。

○川畑副座長

もう一度よろしければ。

○林委員

同じことを言えるかどうかわからないんで、できれば避けたいけど、じゃ、いいですわ。思い出しながらしゃべりますけど、常任委員会で……

○伊藤座長

説明を受けてなかったか。今のやつ、説明を受けてる？

○林委員

うん。

○伊藤座長

もう受けていますよ。

○林委員

ですよね。何かしゃべった覚えがあるんですけど。

○伊藤座長

では、全体的に私のほうからあれかな。もし、ほかにこの部分についての逆に意見を聞いてもらいたい。

○川畑副座長

済みません。提案番号11に関して御意見ございますか（「意見でなくて、ちょっと質問をいいですか」と呼ぶ者あり）。雨宮委員。

○雨宮委員

文字面は読めばわからないわけじゃないんですけど、実質的な意味合いがいま一つ理解し切れないんですけど、どういうことなんですか。

○川畑副座長

はい、林委員。

○林委員

それについて提案理由を前回申し上げて、今、途中まで申し上げようとしたんですけど

(「もう一度」と呼ぶ者あり)、もう一度言うんですか。

今思い出す限り申し上げますと、今、手元にぱっと資料が出てこないんですけど、常任委員会で、ある会派の議員さんが反対をしたと。本会議場での最終的な議案の採決のときに、その議員さんが所属する会派が賛成をしたと。そういったことがありましたということとか、本会議においての退席、退場が……(「退席しちゃだめだと」と呼ぶ者あり)、だめとかそういうことを言っているつもりは……いかん、いかん、反応しちゃいけないですね。退席とかそういうのをだめとか言っているつもりはないんですけども、余りにも頻繁に行われるということがいかなものかということをお願いしたい。

これは、会派というものは、さっきの話にもちょっと出ましたけども、同じ政策とか主義主張とか目的とか志とかが集まって——うちの場合、結構違いますよ。右から左までいろいろありますけど、でもやっぱり集まって頑張ってるわけですよ。話をまとめながら。なかなかまとまらないんですけど。そういった中で、見方によっては人事を有利にするためにとか、そういうふうにもとられかねないような行動とも見られかねないような、そういう1つの議案に対してその会派の中でいろいろそんなにあっているのかと。そういうことを念頭に申し上げたと思いますけど。

○川畑副座長

よろしいですか。

○雨宮委員

はい。

○川畑副座長

ほかにございませんか。大河委員。

○大河委員

議案についてはそういうことも言えるのかなとは思いますが、ただ、今まで、この間の3ない議会という話をフォーラムで聞いたときに、この間の先生もそう言っていましたけど、個々人の議員は賛成だったのか反対だったのか、その議員に1票入れた市民の人が知りたい。しかし、会派の賛否しか載っていないので、そこがよくわからないから、そこを明らかにしてほしいという話も一方であります。ですから、例えば三鷹では全部、会派の下に個人の名前が出ていて、場合によっては意見書のときに態度が違ったりというのがあります。

いろんなところに行くと、やっぱり会派拘束というのは、国会のように国の方針やそういったところでマニフェストもしたり、今ちょっとよくわからないんですけども、そういうことがあるときに、それに従わない場合には除名だとかいろいろあるから、それはわか

るんですけども、地方議会においては大選挙区制で、市民の人は会派やそういうことに1票入れているのではなく、議員個人に入れているわけですので、そういう意味からすれば、個々人の議員が最終的にどう考えても会派で出した結論に例えば従い切れないという場合は、そういう行動を示すということがいかなものかということは、ちょっと私はなじまないと思うので、やっぱり会派拘束をするかしないかはその会派がお決めになる問題なのかなと。例えば我が会派に入ったからには会派拘束は全部するんだとするのか、あるいは、こういう内容についてここまではお互いにやるけど、その後は個々人を尊重するということをその会派がそう決めれば、それはその会派を私は尊重すればよいのではないのかなというふうに、私が一人会派でこういうことを言っても余り説得力はございませんけれども、でも、今までの議会の流れを見ると、やはりなかなか難しい会派構成をしている場合、そういうことも起こり得るのではないのかなというふうに思いますので、地方議会においては、その会派の中で考えて協定を結べばよろしいのではないかなと思います。

○川畑副座長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、12番から13番、14番、これ3つ一括でお願いいたします。少数会派の意見尊重という同一の意見であります。御意見ございましたら挙手にてお願いいたします。はい、井上委員。

○井上委員

提案会派の皆さんに端的に教えていただきたいんですけども、現状で意見が尊重されていないというふうにお感じになられてこういう提案を出されているのか、ちょっとその辺を端的に。

○川畑副座長

はい、大河委員。端的にお願いします。

○大河委員

御質問ありがとうございます。最初のプレゼンテーションでも議長からもそういう質問がありましたけど、現時点では調布市議会は少数会派に対して大変皆さんがいろいろ認識していただいて尊重していただいているというふうに今は認識しております。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

私も、これは言いかえれば現状を維持するという意味です。

○川畑副座長

ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

私も同様です。

○川畑副座長

ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

なければ、次に移ります。15番、共産党さんが出されております呼称の問題でございます。皆さんから御意見ありましたら挙手にてお願いいたします。ございませんか。林委員。

○林委員

先ほどの議論の中で申し上げたとおり、名前なんかどうでもいいということも一見あるように思うんですけども、幹事長会議、議運とかではあくまでオブザーバーという扱いにもなっている以上、構成員ではない以上、幹事長という名前にするのは、なるべくこっちを見ないようにしてしゃべりますけど（笑声）、おかしいというふうに思っております。

○川畑副座長

ほかに御意見ございませんか。はい、井上委員。

○井上委員

呼称についてということなんですけれども、我々の会派は、本来、幹事長会議から議会運営委員会のほうに、議会運営については法定委員会である議会運営委員会で議論していくということが合意事項で決められてきたという経過がある中で、その次にこの呼称の話が出てきていますので、別に幹事長会議という会議の名称、例えば各会派の代表者が幹事長というふうに現状で称されていて、それで幹事長会議というような形の会議体があるんだと思うんですけども、例えばこれが各会派代表者会議というような名称の会議体ができれば、現時点でまだ結論は出ていないですけども、1人の方も複数の方も各会派の代表として出られているという現状はあるわけだから、幹事長会議という会議の名称にこだわらずに、各会派代表者会議でお1人でも例えば大河代表とか、それはだから会派の代表で出ているわけですから、そういう考え方というんですか、現状で幹事長会議では確かにオブザーバーというふうに規定されているわけですから、それはそれで林委員がおっしゃるように粛々とそれを守っていくというのが、別に何ら違和感を私は持たないですし、逆に会議体の名称が変わったときに、そういう考え方も持てるんじゃないかなというような意見

を述べさせていただきたいと思います。

以上です。

○川畑副座長

御意見として承ります。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、座長、お願いします。

○伊藤座長

少数会派、カテゴリーで7項目についての御提案をいただき、それぞれの意見交換をしていただいたところでございます。

最初に、基本的なことも含めて御提案をさせていただきたいと、このように思っているところではありますが、考え方をまず座長案としてお示ししてみたいと、このように思っています。

まず、議会は合議制の機関であり、その特性を十分発揮することが求められ、またこれからも市議会に期待をされているところであると考えているところでもあります。そのため、選挙で選ばれた各議員は、市民の声を聞きながら、市長の市政運営のチェック、あるいは政策提言等、議会という場において皆さんは議員活動を展開されているところでもあります。

地方議会は国政と異なり、より市民に身近な議会ということで、会派単位ではなく、議員一人一人の活動、行動の責任において議会活動を行うことが望ましいという御意見もありました。しかしながら、市民生活の福祉の向上を目指し、市政運営のチェックや政策提言等を目的とする議会の責務、また役割を果たしていくためには、議会において目的や考え方をともにするグループ——これを政策集団と言ってもいいでしょうか——を結成し活動していくことは、これまでの調布市議会の歴史的経緯を顧みても当然の活動であります。

また、議会は合議制の機関であること、効率的な議会運営を進めることから考えても、会派を結成し、その時々課題を会派内で議論し判断を導き出していく、議会における議論、ひいては市政運営に反映させる会派の存在は、議会運営上においても合理的、必然的であると、このように考えておるところであります。そのために、調布市議会における会派という位置づけを改めて確認し明文化することにより、市民への説明責任、あるいは議会の透明性を図ってまいります。

こうしたことから、議員は議会活動を行うため会派を結成することができることを改めて確認するとともに、会派は政策立案、政策決定、政策提言等に関し会派間で調整を行い、合意形成に努めなければならないと考えているところでございます。したがって、調布市

議会においても、改選後において新たな体制においての会派届を提出していただき、確認をしているところでもあり、現行の会派届では1人の会派も会派届の上では確認をしているところでもあります。

こうしたことから、議会活動及び議会運営の効率化、活性化を図るためにも、新たに交渉会派という位置づけを確認し、会派の役割を明確にしたいと考えているところでもあります。具体的に申し上げますと、会派という言葉は、現在、会派届において使用されていることから、改めて交渉会派という名称において会派の位置づけを確認してまいりたいと思っています。

この会派の定義でありますけれども、会派、交渉会派とは、議会内で同じ政策を持つ複数議員の集団をいうと。

会派の要件であります、2人以上の議員で結成する会派を交渉会派とすること。2人以上とした理由は、複数の構成議員の最低人数が2人であるからということでもあります。

会派としての役割であります、交渉会派は幹事長会議、議会運営委員会の構成メンバーとし、代表質問をすることができると。交渉会派は、交渉会派及び交渉会派以外の会派の意見を尊重する。これは先ほどもお話しいたしましたが、議会活動において会派を結成するのであれば、会派は政策立案、政策決定、政策提言等に関し会派間で調整を行い、合意形成に努めなければならないと考えているところからであります。

次に、議会活動における交渉会派の意見は原則1つとする。これは、少なくとも議会活動で目的、行動をとにもすることから、会派を構成したのであれば、会派としての意見を表明する段階では1つにさせていただきたいと考えているところでもあります。

会派以外、これは1人、単数会派のことでもありますけれども、議員さんの扱いであります、交渉会派以外の会派は、幹事長会議、議会運営委員会の会議に出席することができるということでございます。呼称に関しましては、幹事長会議における交渉会派以外の会派呼称は従来どおりでいくと。もしくは、幹事長会議の名称を含めて、先ほど井上委員さんからの御提案にもありましたけれども、代表者会議の名称に改め、すべてを代表者で呼称するというのも1つの案かなと、このようにも感じているところではありますが、るる御説明を申し上げましたけれども、全般的な考え方を申し上げました。

ただ、すべてこれをそのまま皆さんに押しつけるということではありませぬので、ぜひその辺の理解をしながら、お互いに歩み寄る努力、このことが私は必要ではないかなと、このように思っておりますので、ぜひ御理解と御協力を賜ればと思っております。

以上です。

○川畑副座長

ただいま座長から提案がございました。ただいまの座長の提案に対しまして質疑等がございましたら挙手にてお願いいたします。大河委員。

○大河委員

途中まではそうかなと思って聞いておりましたけれども、今の議長提案は、最後の含みもあるので、こういう考え方もあるがという話だというふうに受けとめさせていただきました。

やはり先ほどから言っていますように、調布の市議会は今まで一人会派であっても、例えば私、皆さん御存じのように、予算にも反対しておりますし、お隣の方は賛成していらっしやって、なかなか、じゃーにしてということは全く可能ではない話であります。

また、最初までそうかなと思って聞いていましたけど、やはり合理性とかいろいろなお話がるありましたけれども、今までそのことで大変時間をとって何かがあったかというところ、代表質問でも時間を短縮したり、さまざまな改革が進められてきた中で、私たちなりに対応してきたわけでありますので、先例申し合わせということにこだわらずという話がありました。全国的に見ても地方議会では一人会派が、それが複数でないと政策集団と言わないとは申し上げていない議会も当然あるわけです。会派は1人から結成できると。要するに、1人で出てきても、バックについている市民のいろいろな考え方の総意として出てきているわけですから、それぞれそういうことがあるということは見ただければわかるようなことでもありますので、私は、今まで言った内容的なものはわかりませんが、やはり会派を交渉会派で2に変えていくことが、今回の議会改革で市民の意思を市政に反映できるため、競い合い協力し合いながら、できるだけ緊張感を持って進めていくというふうな議会改革のどの部分の根幹に触れるのかということがよく理解できません。ぜひともこの内容については、会派ということが結成できるとかそういった内容については議長の言っている内容に対して十分理解できますが、交渉団体が2だということに関しては受け入れられるものではありませんということをお断りさせていただきます。

○川畑副座長

ほかにございますか。雨宮委員。

○雨宮委員

会派そのものについては、別に認めないとか認めるとかという議論は私なんかでも一切ないんですね。会派は実際、現に存在するわけだし、一人会派も一人会派ということでこれまでは認められてきているわけですよ。

ただ問題は、今、大河さんも言われたけども、いわゆる交渉団体という何かよくわかったようなわからないような概念を持ち込んで、それで2に、複数にするというところが私

には、はっきり言うけど、議会改革に背を向けるものだと言わざるを得ません。ですから、座長の提案は提案として慎重にというか受けとめるつもりではありますけれども、今言った交渉団体という名称をかぶせることによって、事実上の一人会派の皆さん方の議員としての権利を奪うような方法、やり方、運営には、私は納得できないということだけははっきり申し上げておきたいと思います。

○川畑副座長

ほかにございますか。ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

今の議長提案なんですが、今の話し合いの中で言えば、議長が提案されたことは、林委員から出ていることがそのままなのかなと思うんですが。すべてを押しつけるわけではないけれども、歩み寄る努力が必要とおっしゃっていましたが、でもその前に言われていることと最後に言われたことが、うまく私の中で一致できないんですが、これはどのように具体的にはおっしゃっているんですか。やはり一人会派は会派として認めないということをおっしゃっているのかどうか。そうだとしたら、私はちょっと賛成はできないんですが、そこは明言しないほうがいいのでしょうか。それとも、この後もまた考えていくということなんですか。

○川畑副座長

はい、座長。

○伊藤座長

まだ皆さんの御意見を聞いてから、慎重に私のほうからは発言に対しての答えをいづれたいと思いますので、現段階では差し控えたいというふうに考えています。

ただ、それぞれの立場でそれぞれの発言が当然されてくるだろうと、想定される大きな問題だと思っています。2名以上抱えていらっしゃる会派の方の御意見もなるほどなど。単数で活動されている議員の皆さんの発言もなるほどなど。それをどういうふうにミックスするかというと、これは大変難しい問題が中身に多く含まれていると思います。この部分においては1人の方を認めていこう、この部分においては認めないということを行っているんじゃないということをまず理解していただきたいと思うんですね。

ですから、全体で1人の皆さんをそれなりに今後も調布市議会としては活動を認めていくという方向性は否定するものでもないし、権利ですから、お1人で活動することは十分担保しているわけでありまして、ぜひそのところを勘案した段階での意見調整を今後図っていききたいというふうに思っています。

ですから、私もこの議論が出るのがこのくらいの時間かなと想定してきたんですけど

も、ちょうど想定時間の中に入ってきていますので、私が今発言したことを皆さんのほうに文書で、正確な発言の内容をお配りしたいと思っています。その発言内容に沿って、次回以降、このことについては御議論をしていきたい。ただ、先ほども申し上げましたけれども、お互いに歩み寄る努力、これはぜひ御協力をいただきたいということは申し上げておきたいと思っています。

以上です。

○川畑副座長

ただいま座長からございましたとおり、この協議案件に関しましては本日の協議内容を踏まえて継続協議としたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

ありがとうございます。

皆様と協議、議論をさせていただいてまいりましたが、本日の会議は時間がなくなってまいりましたので、先ほども申し上げましたように、残った協議は次回以降の協議とさせていただきたいと思います。

それでは、日程の3、その他に入ります。

代表者会議の日程についてでございますけども、次回、第13回代表者会議は7月24日火曜日午後2時から、ここ、全員協議会室で開催いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で本日予定しておりました日程は終了いたしました。

傍聴の皆様には、感想などがございましたら記入の上、事務局までの提出をお願い申し上げます。

それでは、第12回代表者会議を終了いたします。お疲れさまでございました。

午後4時2分 散会